１　個人再生手続とは、どのような手続ですか。

個人再生手続は、住宅ローンを除く借金などの債務の総額が 5000 万円を超えておらず、かつ、将来の継続的な収入が見込まれる個人の方が、その収入から債務を一定期間（原則として 3 年間）で分割返済する計画を立て、生活の立て直しを図るための手続です。

民事再生法で通常の再生手続の特則として定められており、小規模個人再生手続と給与所得者等再生手続があります。

２　個人再生の申立ては弁護士に相談した方がよいですか。

個人再生手続は、債権者一覧表や再生計画案が作成できないと手続が進められず、最終的には手続が廃止により終了することになります。債務整理の方法として個人再生手続を選択するかどうかも含め、弁護士等の専門家のアドバイスを受けることをお勧めします。

３　個人再生委員とは、何ですか。

個人再生委員は、債務者の財産や収入の状況を調査したり、債務者が適正な分割返済の計画を作成するために必要な勧告をしたりすることを職務としています。個人再生手続は、開始決定がされた後も、手続の利用を申し立てた債務者自身が、現在負っている債務総額や保有資産の評価額の調査、法律で定められた分割返済しなければならない金額の計算、分割返済計画の立案といった非常に難しい作業をしなければなりません。個人再生委員は、このような債務者が行わなければならない作業が適正に行われているかどうか監督し、必要に応じて勧告や指導を行います。

４　個人再生委員はどのような場合に選任されますか。

個人再生委員を選任するかどうかは、事案に応じて裁判所が決めることになり

ますが、Q3の個人再生委員の職務に鑑み、札幌地裁では本人申立事件（司法書士関与事件を含む。）については、原則として個人再生委員を選任しています。

５　個人再生事件の予納金の額は、いくらですか。

官報公告料として郵便料及び予納金一覧に記載がある官報公告費用の金額が必要です。これに加えて、個人再生委員を選任する必要があると裁判所が判断した場合には、20万円の予納金を納付していただきます。